

郵送による転出証明書の請求方法について

1 次のものをご用意ください。

- ① 郵送請求書 必要事項を白筆で記入してください。
- ② 本人確認書類 身分証明書（免許証や保険証等）の写し
 ※マイナンバーカード（写真入り）をお持ちの方は、
 マイナンバーカードの表面のコピーを添付してください。
- ③ 返信用封筒 返送先を記入し、切手を貼ってください。
 ※マイナンバーカードをお持ちの方は紙の転出証明書は発行されませんので、
 返信用封筒は不要です。

※ 転出証明書は無料です。

2 上記①～③を同封のうえ、住所地の市区町村役場へ請求してください。
 不明な点がありましたら、請求先の市区町村へお問い合わせください。

転出証明書郵送請求書

令和 年 月 日

_____ 市区町村長 様

私は、下記のとおり住所を変更したので届け出ます。
 つきましては、転出証明書を新住所地へ送付願います。

申請者 氏名		電話番号	()
-----------	--	------	-----------

※ 電話番号は日中連絡が取れる番号を必ずご記入ください。

1 新しい住所・世帯主			
住所		世帯主	
2 新しい住所に住み始めた日		令和	年 月 日
3 今までの住所・世帯主			
住所		世帯主	
4 本籍・筆頭者氏名			
本籍		筆頭者	
5 転出した人の氏名・生年月日			
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日
氏名		生年月日	明・大 昭・平・令 年 月 日

身延町から転出される方へ

新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に、新住所地で転入の手続きをしてください。
 (なお、正当な理由がなく14日を超えた時は、過料がかかる場合があります。)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当分の間、届出が転入日より14日を経過しても「正当な理由」があったものとみなされ、過料の対象にはなりません。

項目	担当課	身延町での手続き(注意事項)	新住所地での手続き
転入届	町民課 町民担当 (本庁舎) Tel.0556-42-4804	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードをお持ちの方はカードを利用した特例転入の手続きを行います。 転出を取りやめた時は、転出証明書を持参して転出取消しの手続きをしてください。 転出予定地が変更になった場合でも、お持ちの転出証明書で手続きができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 転入証明書・印鑑・本人確認書類(免許証等)・転入される方全員の個人番号カードを持参してください。 特例転入(転出)の場合は、転出証明書を発行しませんので、必ず「個人番号カード」を持参してください。 外国人住民の方は、転入される方全員の在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。
印鑑登録		印鑑登録証をお返してください。 転出(予定)日をもって自動的に使えなくなります。	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
個人番号カード (マイナンバーカード)		署名用電子証明書は失効します。 ※転出予定年月日から60日を経過すると、自動でカードが「廃止」となります。廃止後は継続利用の手続きはできませんので、ご注意ください。	<ul style="list-style-type: none"> 継続利用の手続きが必要です。なお、手続きには暗証番号を入力する必要があります。 署名用電子証明書の発行手続きをしてください。 個人番号カード所持者が転入手続きに行けない場合は、転入先の市区町村でお尋ねください。
マイナンバーの通知カード		お手元の通知カードはマイナンバーを証明する書類として使用できませんが、通知カードに記載されたマイナンバーは今後も各手続等で使用する番号ですので、紛失しないようにご注意ください。マイナンバーを証明する書類が必要な方は、新住所地でマイナンバー入りの住民票を取得していただくか、マイナンバーカードの申請をご検討ください。	
海外への転出 海外からの転入		1年以上海外に行く予定の方は、事前に転出手続きをしてください。	帰国した際は、パスポートを持参のうえ、転入手続きをしてください。(転入先が本籍地以外の場合は、戸籍謄(抄)本・戸籍附票が必要です。)
国民年金に加入している方	町民課 保険年金担当 (本庁舎) Tel.0556-42-4804	手続きは必要ありません。	住所変更の手続きは原則省略となりました。
国民健康保険		保険証をお返してください。 転出(予定)日から使用できなくなります。	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療保険		保険証をお返してください。 転出(予定)日から使用できなくなります。 県外へ転出される方は、「負担区分証明書」を受領してください。	新たに加入の手続きをしてください。
バイクをお持ちの方 (125cc以下)	税務課 課税担当 (本庁舎) Tel.0556-42-4803	ナンバープレート・標識交付証明書を持参して、廃車の手続きをしてください。	廃車証明書を持参して、新たに手続きをしてください。
防災行政無線戸別受信機 を設置されている方	交通防災課 (本庁舎) Tel.0556-42-4809	戸別受信機は町が各世帯へ貸与し、管理をしています。 不要になった受信機はお返してください。	転入先の市区町村でお尋ねください。

裏面もご覧ください

令和3年3月1日現在

項 目	担 当 課	身 延 町 で の 手 続 き (注 意 事 項)	新 住 所 地 で の 手 続 き
介 護 保 険	福祉保健課 介護保険担当 (中富すこやかセンター) Tel.0556-20-4611	介護保険証をお返してください。 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を交付します。	要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を提出してください。
障 害 者 手 帳 等	福祉保健課 福祉担当 (中富すこやかセンター) Tel.0556-20-4611	障害者福祉サービスを利用している方はご連絡ください。	「障害者手帳」を持参して住所変更の手続きをしてください。
重度心身障害者医療費		「重度心身障害者医療費助成金受給者証」をお返してください。受給者証の控え(コピー)をお渡しします。 山梨県内に転出される方は、所得課税証明書(同一世帯になる転出者全員分)を取得してください。	各都道府県で制度が異なります。転入先の市区町村でお尋ねください。 山梨県内に転入される方は、「所得課税証明書」と「受給者証のコピー」を持参して、新たに申請の手続きをしてください。
児 童 手 当 を 受 給 して いる 方	子育て支援課 (中富すこやかセンター) Tel.0556-20-4580	児童手当消滅の手続きをしてください。	新たに受給申請の手続きをしてください。
子 育 て 支 援 医 療 費		受給資格喪失の手続きをしてください。 「子育て支援医療費助成金受給資格者証」をお返してください。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
ひとり親家庭医療費		受給資格喪失の手続きをしてください。 「ひとり親家庭医療費助成金受給者証」をお返してください。	各市区町村で制度が異なります。 転入先の市区町村でお尋ねください。
やまなし子育て 応 援 カ ー ド		特にありません。	山梨県内の市町村に転入される方は、転入先にお持ちのカードを提出して、新しいカードの交付を受けてください。
保 育 園 (所)		退園(所)の手続きをしてください。	新たに入園(所)の手続きをしてください。
妊婦・乳児検診受診票等		身延町発行の未使用の以下の受診票は使用できません。 「妊婦一般健康診査受診票」・「乳児一般健康診査受診票」・ 「産婦健康診査受診票」・「新生児聴覚検査受診票」	未使用の受診票を持参のうえ、転入先の市区町村へご相談ください。
町 営 ・ 町 有 住 宅	建設課 建築住宅担当 (中富総合会館) Tel.0556-42-4808	・世帯全員が転出する場合は、退去届等が必要となりますので、ご連絡ください。 ・世帯の一部の方が転出する場合は、「町営住宅世帯員異動届書」に異動後の世帯員の住民票(謄本)を添付して、ご提出ください。	特にありません。
公 立 小 ・ 中 学 校	学校教育課 (下部保健福祉センター) Tel.0556-20-3016	各学校で「在学証明書」・「教科書給与証明書」の交付を受けてください。	「在学証明書」等を添えて、転校先の学校で手続きをしてください。
水 道 ・ 下 水 道	環境上下水道課 (中富浄化センター) Tel.0556-42-4811	休止または廃止、もしくは使用者変更の手続きが必要です。	転入先の市区町村でお尋ねください。

※各種税金、上・下水道使用料、介護保険料等の納め忘れがないようご注意ください。(詳しくは担当課へお尋ねください。)

身延町役場 町民課町民担当

〒409-3392 身延町切石350番地
TEL 0556-42-4804 (町民課直通)

身延支所 住民サービス担当

〒409-2592 身延町梅平2483番地36
TEL 0556-62-1111

下部支所 住民サービス担当

〒409-2992 身延町常葉1093番地
TEL 0556-36-0011